

平成28年熊本地震により被害を受けられた方が作成した 金消契約書に係る印紙税非課税措置について

平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年4月に租税特別措置法の一部が改正され、平成28年熊本地震により被害を受けられた方が作成した金銭消費貸借契約証書に係る印紙税が、要件を満たす場合非課税となりました。

お客様に契約していただいた商品(※1)は、以下の必要な書類が完備された場合、印紙税非課税の対象となりますが、税務署に還付手続きが必要となります。当行にてお客様に代わり還付手続きを行いますので、還付手続きを希望されるお客様は以下の書類等を持参の上、平成30年7月までに契約した営業店窓口でお手続きをお願いします。

(※1) 印紙税非課税措置の対象商品

- FFG震災復興応援資金「エール」 ● 「自然災害復旧ローン」
- 熊本県中小企業融資制度における「金融円滑化特別資金」(平成28年熊本地震の被害者に対し貸付条件を改正したもの)
- 熊本県中小企業融資制度における「小規模事業者おうえん資金」(平成28年熊本地震の被害者に対し貸付条件を改正したもの)

印紙税過誤納手続きに必要な書類 (①②については営業店窓口にて準備しています)

- ① 「印紙税過誤納確認申請書」
- ② 「委任状」
- ③ 【法人のお客様の場合】「法人番号」がわかる書類
【個人のお客様の場合】「マイナンバーカード」もしくはマイナンバー「通知カード」+身元確認書類(運転免許証等)
- ④ 「り災証明書」(写しでも可)《FFG震災復興応援資金「エール」及び「自然災害復旧ローン」ご契約のお客様》
(「金融円滑化特別資金」「小規模事業者おうえん資金」をご契約のお客様は不要です)
- ⑤ 実印もしくは認印
- ⑥ 還付を受ける当行口座番号がわかる書類(通帳、キャッシュカード等)

※借入契約時の住所と「印紙税過誤納確認申請書」記載の住所が異なる場合は住所変更後の住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書)も必要です。

詳細につきましては、ご遠慮なく、契約された営業店窓口にお問い合わせください。

注意事項

- ・印紙税の還付には数ヶ月かかります。
- ・平成30年7月までに手続きが間に合わない場合は、契約された営業店窓口にご相談ください。
- ・過誤納申請後、税務当局の判断により該当しない場合もあります。

【参考】金銭消費貸借契約証書の印紙税額

1万円以上	10万円以下のもの	200円
10万円を超え	50万円以下のもの	400円
50万円を超え	100万円以下のもの	1,000円
100万円を超え	500万円以下のもの	2,000円
500万円を超え	1,000万円以下のもの	10,000円
1,000万円を超え	5,000万円以下のもの	20,000円
5,000万円を超え	1億円以下のもの	60,000円



本件に関するお問い合わせ先

熊本銀行 事務IT部 TEL 096-385-8842

受付時間/平日9:00~17:45(但し、銀行休業日は除きます)